

2026年3月末現在

中外鉱業株式会社
貴金属部 東京工場

ステップ5報告書

1. 企業情報

当社の名称は、中外鉱業株式会社(CID番号：CID000264)です。

1932年に設立された持越鉱山株式会社を前身とし、1936年に八雲鉱山株式会社など3社を合併し、現在の中外鉱業株式会社の社号に変更しました。

当社は、1カ所の精錬施設（名称：東京工場）を保有し、同施設の所在地は日本東京都大田区京浜島2-12-16です。当社が保有する製錬施設では、金原料から金製品の製造を行っています。

2. RMAP 評価サマリー

東京工場は、2023年8月22日～25日にRMAP評価を実施しました。本評価の対象期間は2020年8月20日から2023年8月11日です。本評価結果の有効期限は3年間です。本評価は、SCSグローバルサービス社により実施しました。今後も継続して認証を取得するために、監査を継続実施していきます。2026年8月に次回監査を予定しています。

3. サプライチェーンに関する企業方針

当社は、直接的か間接的かを問わず、高リスク地域および紛争地域における武装グループを利用するか、その資金源になる、または他の重大な人権侵害をもたらす可能性のある紛争鉱物の使用を回避する目的で、サプライチェーン方針を定めました。

本サプライチェーン方針は、OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンスガイダンス（OECDガイダンス）の第3版に全面的に準拠し、また付属書Ⅲ内の、Supplement on Goldを遵守し続けます。本方針は、OECDガイダンスの付属書Ⅱにおいて特定されたすべてのリスクを対象とし、全世界を対象地域としています。

当社は、上記に列挙されたリスクが特定された場合、適切な是正措置およびリスク軽減措置を講じます。本方針は、本方針の実施に対する支援を確約している上級管理職によるレビューと承認を得ています。本方針は、ステークホルダー（サプライヤー、顧客、従業員等）に対して広く提供されている他、当社ウェブサイト（<https://www.chugaikogyo.co.jp/csr/materials/>）からも入手可能です。

4. 企業管理システム

・管理構造

当社は、自社サプライチェーン方針を遵守する姿勢を徹底すると共に、デューディリジェンスについて以下の項目を含む社内手順を策定しています。

- ・デューディリジェンスプログラムとリスク管理の設計と実践に対する監督は、当社貴金属事業責任者が責任を負います。
- ・当社では、デューディリジェンスプログラムの実施と特定されたレッドフラッグと潜在的なリスクの報告について、各部門が担うべき役割と責任を正しく実行するために、各関連部門（営業部門、製造部門、管理部門を含む）間の業務連携に責任を負うデューディリジェンスプログラム担当マネージャーを指定しています。
- ・当社は、デューディリジェンスプログラムに必要なすべての該当部門に所属する主要な従業員に対して、デューディリジェンス管理システムについてのトレーニングを年1回の頻度で

実施しています。デューディリジェンスプログラムが更新される場合、当社は必要に応じて追加のトレーニングを実施します。

- ・ 社内の管理システム

当社は2018年10月に、OECDガイダンスとRMAP に準拠したデューディリジェンス管理システムを策定し、内容を更新しました。当社は2018年10月以降、この更新されたサプライチェーン方針と調達要件について、すべての特定された川上サプライヤーに通知しています。

当社は、直接サプライヤーとの間で締結した契約において、デューディリジェンス関連要件を法的な拘束力を持つ合意として契約内容に含めています。

当社は、関連当事者からの苦情処理に関する情報を収集するため、RMIの苦情処理機構を参照しています。

- ・ 記録保持システム

当社では、デューディリジェンスプログラムに関連するすべての記録につき、少なくとも、10年間書類保全すると共に、2019年4月からのシステムにより、データベースとして保管することを定めます。

5. リスクの特定

当社では、サプライチェーンにおけるリスクの特定を行うための堅牢なプロセスを採用しています。

第1に、当社は当社サプライチェーン方針のリスクを参照して、CAHRAを特定するための手順を定めています。この手順には、使用されるリソース、「紛争地域および高リスク地域」の定義条件、および当社の決定に対するレビュー頻度が含まれます。これらの基礎となる米国ドット・フランク法を参考とし手順として定めています。

当社は、CAHRAを決定するにあたり、以下のリソースを参照します。

- 1) 各年度において武装紛争が発生している地点を示す紛争マップを提供するハイデルベルク紛争指標。
- 2) 人権侵害および法治に関連した国別リストを提供するFragile State Index。
- 3) 資金洗浄、汚職などのリスクに対する高リスクリストを提供するOECDの金融活動タスクフォースリスト。
- 4) EU 紛争鉱物規則 (CAHRAs リスト)
- 5) 世界ガバナンス指標 (WGI)

当社は、当社サプライチェーン方針と外部専門機関の情報を参照して、CAHRAを決定するための条件とベンチマーク指標を策定しています。

第2に、当社はサプライヤーの法的地位と身元、サプライヤーのマッピングおよび潜在的なリスクに関する情報を含むサプライヤー周知 (KYS) を策定済です。

当社が外注する全ての製錬所は、すでにKYSの記入を完了し、当社に返送済となっています。当社のデューディリジェンスプログラム担当マネージャーは、営業部門と連携して、サプライヤーが提供した情報を国連制裁国リストと照合してレビューします。サプライヤーが提供したKYS フォームにおいて矛盾、誤記、または情報の不完全性が発見された場合、当社は当該サプライヤーに対して改善項目を通知し、フォームの再提出を要請しています。

レッドフラッグが特定された場合、当社は当該サプライヤーに対し、必要に応じて、さらに文書における問題点の明確化と改善を求めます。その際に取引は一切停止し、該当サプライヤーから問題の改善報告後に、当社が検証・確認を行い、問題が改善されたと見なされる迄は、取引を

一切行いません。本報告期間においては、サプライヤーが提出したKYSフォームに関連するレッドフラッグは特定されませんでした。

第3に、当社はすべての材料取引について原産地情報の提出を要求しており、これらの情報により取引の原産地、移送ルート、および直接サプライヤーの名称と所在地が把握できる体制を徹底しています。基本的に日本国内の法律を順守しており、国内業者との取引が大半を占めていて、国外からの輸入品を直接取り扱うことはありません。リサイクル品を主として扱っており、サプライヤーに対しては確認書でのサプライチェーンポリシーの同意を求めています。

第4に、当社は収集された全情報について、CAHRAs、制裁リスト、現地法、社内の調達要件との照合によるレビューを行っています。

当社は上記四項目によってリスクの特定を行っています。

今回の報告期間内(2025年4月1日～2026年3月末)において、収集された情報は、5. リスク特定に記載項目と照合し定期的なレビューを実施しました。全取引及びサプライヤーからレッドフラッグが、特定及び発見されることは有りませんでした。

以 上